

## 障害児通所支援事業所の指定の一部効力停止及び取消し処分について

横浜市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」といいます。）に基づく特別監査を実施した結果、放課後等デイサービスに関する不正請求等が認められたため、法の規定に基づき、次のとおり放課後等デイサービス事業所の指定の一部効力停止及び取消し処分を行いました。

## 1 事業所名称等

## (1) ヒーリングの森 上星川

ア サービスの種類	放課後等デイサービス
イ 設置者	株式会社RAISE（藤沢市片瀬山5丁目24-2） 代表取締役 飯島 麻莉
ウ 事業所名称等	ヒーリングの森 上星川
エ 事業所所在地	保土ヶ谷区釜台町5-5 ルネ上星川リビングデッキ1階101号室
オ 定員	10名
カ 指定年月日	令和元年7月1日

## (2) ヒーリングの森 中川

ア サービスの種類	放課後等デイサービス
イ 設置者	株式会社RAISE（藤沢市片瀬山5丁目24-2） 代表取締役 飯島 麻莉
ウ 事業所名称等	ヒーリングの森 中川
エ 事業所所在地	都筑区中川1丁目15-8 グランデュール中川201号室
オ 定員	10名
カ 指定年月日	令和元年6月1日

## 2 処分内容

## (1) ヒーリングの森 上星川

ア 処分内容	指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止3か月）
イ 処分年月日	令和2年5月29日
ウ 処分期間	令和2年5月30日～令和2年8月29日

## (2) ヒーリングの森 中川

ア 処分内容	指定の取消し
イ 処分年月日	令和2年5月31日
ウ 指定取消年月日	令和元年6月1日

## 3 処分理由

## (1) ヒーリングの森 上星川

- ア 不正請求（法第21条の5の24第5号）  
令和元年7月22日、8月6日、10月22日のサービス提供について、16人以上の利用があったが、15人分の請求とし、定員超過減算を不正に免れた。  
また、上記のうち、10月22日サービス提供分については、19人の利用があり、給付費を請

求しなかった4人分について、別の日のサービス提供として給付費を不正に請求し、受領した。  
イ その他の不正

サービス提供実績記録票について、上記の内容に合わせたものを作成し、横浜市に提出した。

(2) ヒーリングの森 中川

ア 不正申請（法第21条の5の24第8号）

指定申請時に児童発達支援管理責任者として配置すると届け出た者を、実際には当該事業所に配置せず、その事実を伏せたまま指定を受けた。

指定日である令和元年6月1日以降、当該児童発達支援管理責任者の中川での勤務実態は1日も無かった。

イ その他の不正

令和元年7月16日に横浜市に対し、「当該児童発達支援管理責任者が体調不良のため、上星川へ異動させ、パート職員として雇用契約を締結し直す。」と事実と異なる報告を行った。これに伴い、「やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が不在となった場合に、1年間は研修未受講の者を配置することができる」という規定を利用し所定の研修を受講していない者を配置した。

4 返還を求める額（現時点で把握している額）

「ヒーリングの森 上星川」については不正に請求し受領していた障害児通所給付費について、また、「ヒーリングの森 中川」については指定日まで遡りこれまでに受給した障害児通所給付費について、今後下表のとおり法第57条の2第2項に基づき、返還させるべき額に100分の40を乗じた額を加算して返還を求めます。あわせて、利用者負担についても返還を指示します。

	給付費の返還予定額			利用者への返還予定額
	不正請求額	加算額	合計	
ヒーリングの森 上星川	118,945 円	47,578 円	166,523 円	264 円
ヒーリングの森 中川	22,954,790 円	9,181,916 円	32,136,706 円	863,726 円

5 今後の利用について

当該法人による2事業所の運営は令和2年5月31日で終了し、令和2年6月1日以降の当該事業所の運営は、他の法人へ承継される見込みとなっています。通所者への支援が途切れることがないように引き続き指導してまいります。

お問合せ先	
こども青少年局障害児福祉保健課長 内田 太郎	Tel 045-671-4277

**【参考】** 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号・抜粋）

第 21 条の 5 の 24 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

五 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

六 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の二十二第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

第 57 条の 2 市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費（以下この章において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。